

高教組速報

2013年度 第10号

長崎高教組 長崎市中川2丁目2-5 TEL(095)827-5882

2013年 9月4日
文責 馬場 隆

来年度以降の定年退職者の無年金期間の再任用について 県教委交渉が始まります

今年度末の定年退職者から、年金の支給開始年齢が61歳となるため、定年退職後に無年金（無収入）の期間が生じます。そのため、無年金期間の雇用を保障するための新制度が必要になっています。このことについて県教委は、8月21日に、現行の再任用制度を変更して対応するという提案を行いました。

※提案内容は下の対比表をご覧ください。

9月6日(金)に第1回県教委交渉

8月31日に開催した第4回代表者会議では、県教委提案を検討したうえで、交渉での重点要求を次の3点とすることを確認しました。

①希望者全員の再任用を保障すること。

②フルタイムか短時間勤務かは本人の希望によること。

③再任用（特に短時間勤務）については定数として扱わず、定数に上乘せして配置すること。

以上の3点を中心に9月6日(金)に県教委交渉を行います。できるだけ学校現場の意見を反映させるために、現場の教職員の皆さんの意見を募集します。緊急のお願いで申し訳ありませんが、下の記入欄等を利用して、ご意見を高教組本部にFAXしてください。

来年度以降の無年金期間の雇用のあり方についての重要な交渉になります。高教組は現場の教職員の要求実現のために全力を尽くします。

＜再任用についての現行制度と県教委提案の対比＞ ※定数上の扱いは現行どおり

	現行制度	今回の県教委提案
短時間勤務が認められる職種	教諭(講師)と事務職だけ	海事職以外の全ての職種
フルタイム勤務と短時間勤務についての基本的な考え方	教諭(講師)は短時間勤務が基本。 事務職は本人の希望を考慮して決定。	年金支給開始年齢に達するまでは、フルタイムが基本。 年金支給開始後は、教諭は短時間が基本。他職は本人の希望を考慮して決定。
短時間勤務の時間	教諭(講師)は週15時間30分、事務職は19時間25分	全職種週19時間25分

再任用制度に対する意見（疑問点やよく分からないことでもかまいません）

【高教組本部のFAX番号】 095-826-2976